

第30回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年12月9日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午後 1時30分 会長宣言

出席委員(11人)

1番	中田 泰	8番	佐藤 誠
2番	見山 収	9番	清水 干城
3番	宇田川 潔	10番	石原 一男
4番	松原 憲治		
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保		
7番	谷口 一郎		

欠席委員(2人)

11番	一二三八郎
13番	川上 博久

職員及び関係者 局長 下垣 吉正
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
第3号議案	農用地利用集積計画(案)について
第4号議案	農用地利用配分計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後 1時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

9番委員	清水 干城	1番委員	中田 泰
------	-------	------	------

局長： 定刻より若干早い様でございますが、皆さんお揃いの様ですので。それではただ今から第30回江府町農業委員会総会を開催致します。まず、最初に松原会長から挨拶をお願いします。

会長： 皆さんこんにちは。今年最後の総会に成るのですけれども、突然日程を変更させて頂きましたが、それにもかかわらず大勢の方にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。今月12月の定例議会が始まって、今日全協議会があった様ですが、その中で我々が課題に挙げております農業委員の定数、それから最適化推進委員の定数は今回の議会で決まるのではないかなと思います。我々が検討しました案で農業委員11名、推進委員5名の16名体制。その同じ内容で、今日、農林課長が議会で説明をされた様でございます。何れにしましても決まれば農業委員そのものは、行政の方でやって頂く訳ですが、最適化推進委員は我々が決めなければいけないという事でございますので、その辺をどうするかと言う事もございます。それから前回の総会で議論しましたけれども、新しい町長、白石町長との意見交換会をしようと言う事で、その内容を何にするかと言うところで、先日、農政部会を開きまして、内容も検討しておりますので、それについてのご意見を頂戴出来たらと思います。日程の方も今月26日忘年会も兼ねてやるということになりました。今日の議題は4件でございますが、その他事項の検討事項が多ございますが熱心な議論を頂いて、出来るだけ短時間で総会が終わればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長： 早速ですが、総会審議に入りたいと思います。今日の欠席通告は、一二三委員と川上委員です。従いまして出席11名でございますので会議は成立します。まず議事録の署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思います。議事録署名委員は議長より指名させて頂く事に異議はございませんか。

委員： はい（全員）

議長： 議事録署名委員は、9番の清水委員、1番の中田委員にお願いをいたします。なお本日の会議書記は事務局を指名いたします。まず議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。報告事項が2件あります。お手元の総会資料の2ページ目をご覧頂ければと思います。合意解約が2件出ております。〇〇〇の〇〇〇〇様と〇〇〇にはなっておりますが〇〇〇〇の〇〇〇〇様、これは借受人の都合により合意解約です。もう1件が〇〇の〇〇〇〇様と〇〇〇の〇〇〇〇様との貸し借り、〇〇の農地ですけれども、4筆、これも借受人の都合により合意解約と言う届出が2件出ております。続きまして3ページ目をご覧頂ければと思います。こちらも報告事項でございますが、電気通信事業

者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用と言う届出が来ました。電気通信事業者が行う携帯電話の基地局につきましては、県への届出で認められれば、農業委員会等に掛けなくても良いと法令で決まっております、その件です。場所は、〇〇〇〇、〇〇〇番〇の田んぼの中の4㎡程携帯電話の無線基地局設置で届出が出ております。場所の方につきましては4ページに資料4、5の設置場所、6ページに現場の写真、予定地、田んぼの奥の本の1角、2m×2mを基地局に、という件です。先月の28日から今月の16日の工期で10年間の賃借で、auの携帯電話の品質改善の為に無線基地局を設置されたいとのことです。報告事項につきましては以上です。

議長： 委員さんのコメントは良いですか。

事務局： 報告事項です。

議長： 2件の報告事項がございましたがこれにつきましては何か。

8番： 議長質問しても良いですか。私の集落でもこう言うのが良くあります。畑の真ん中とか、特にいけないのはトランスが付けてある。電線なんかの場合電柱に、村全体の景観を壊してしまう訳です。この場合、個人と個人の契約で今までずっとなされて来たと思うんですけども、一方にはこれが無いと不便でいけないという部分が有るし、ところが全体から言うと、あの電信柱何とかならないか、ということが今まで度々あっている。そこら辺を行政としてかどうかは分からないけれども、少なくともその地域住民の了解の元に、と言う様なそういう物が出来ないのかなと言うのがあります。私の集落でもあったのですが、宮市に向けて農道が走っています。その先に橋が架かっている訳です。そうすると交差点が有ります。中にはそこに信号機を付けさせないといけないと言う人がいます。だけどあそこに信号機を付けたらたくさんの方が、年間におそらく200人、300人近い人が景観を写しに来る訳です。仮にそんな事したら来る人がいなくなるよ。写真を撮る人、絵を書く人は人工的な構造物を嫌いますから、逆に言うと貝田の集落には道路の周りに電柱が建っていません。他の集落は大抵道路の周辺にずっと電柱が建っている。貝田に何であれだけ人が来るかと言えば、そういう構造物が無いからです。道路の端にガードレールを伸ばして県のあれから言うと付けたがる、標識も付けたがるし、だけどそれをやられると大山を背景にしたせつかくの景観、農村を背景、風景と言う物が壊されてしまう。住民の間の中では両論がある訳で、そういった事があった場合、住民の少なくとも集落の合意が得られているよ、というような条件でも有れば良いけれども、ただ1対1の契約で出ておりますので、それだと仮にやってしまうとだんだん壊れてしまう、という事を心配します。今後の課題として検討する必要があるかなと言う風に思っていたものですから。

議長： 建造物が出来て、景観条例が有るかどうかは分かりませんが、地域の方はある

程度了解が無いと個人的には個人の話ですけど、地域全体の話は集落

8 番： 今までの経過は全く1対1で物事が進んでいます、今までは。

事務局： そういう法律に成って無い物で、特例が認められていますので。携帯電話の基地局を増やすという政策的な意図が、その辺りが一応普及したではないか、携帯電話が、ですのでそういう網を説いて特例を辞める方が良いのではないかと言う事でしたら、鳥取県農業会議を通じて、国にそう言う法律改正をしてもらうという様な働きを起こしていく事も出来ます。今は法律で網を掛ける、景観条例とか別の物が有れば別ですけども、そう言った物が何もないので、規制する根拠が何もない状態です。

2 番： 県で景観条例は有ります。私も5年程前は監視をしていたので、月に1回は、今は誰がしているか分からないけど、見て廻っているはずですよ。

8 番： 県のそういうのが有るでしょう、だけどそういう人はそういう所を見ない。

2 番： ある程度道路から巡視はする様になっている。月に1回報告をするようになっている。県が承諾した物なら良いけど、勝手にしているのが有るので。

事務局： これは県が承諾した分ですね。

2 番： 県が景観条例で許可をしているので。

8 番： 景観条例がどこら辺までどうなのかと言う話なんです。大半がいわゆる不法投棄、そういう物だけは見て廻っている。だけど今言った様な景観が、これによってどうなるかなんてそんなものは見ていないと思います。

2 番： 私の時は見て廻っていた、で報告をすると県は許可が出ていますので、とまたこっちに返事が来ていた。

議長： 気を付けて見る様にしたいと思います。報告事項が終わりまして、議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題としたいと思います。事務局お願いします。

事務局： 7ページをご覧頂ければと思います。農地法第3条の規定による許可申請と言う事で届出が1件出ております。内容は〇〇の〇〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇〇の〇〇〇〇さんとの農地の所有権移転の申請でございます。申し出のありました農地につきましては、8ページに資料を付けております。場所は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さ

んが有ります〇〇に上がる県道です。こちらの方の左手赤く塗ってある箇所が申請地でございます。こちら2枚、他にもこの近く周辺が〇〇〇さんの農地ですけれども、こちらの方を〇〇様に所有権移転されたいと言う物でございます。2筆、〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、田んぼでございます。こちらの方に写真を付けさせて頂いておりますが、赤で点線を写真に付けた範囲が申請地の範囲でございます。こちらにつきましては以上でございます。

3 番： これは逆になっていませんか。〇〇〇〇と〇〇〇〇。

10 番： 7ページと8ページが違う。

局 長： 8ページは合っているけど、7ページが違う。

事務局： 大変失礼しました、これは私のミスでございます。譲渡人と譲受人が違っております。これは差し替えをお願いします。大変失礼しました。8ページ目が正しい物でございます。〇〇〇さんの農地を〇〇さんに譲渡されたいと言うご希望でございます。

議 長： これは差し替えて貰って、宇田川保委員に立会をしてもらっているのです、宇田川委員をお願いします。

6 番： 行ってみました、土地だけの確認ですけれども、別に問題はないんですけれども、将来的な事は有るみたいで、今直ぐという訳にはいかないみたいで、土地の売買だけです。〇〇〇〇の〇〇〇〇にしたいという事でしょ、将来的には。

3 番： 将来的にはそういう考えの様です。

6 番： という事ですのでよろしくお願いします。

事務局： もう1つ説明をしますと、〇〇〇〇さんは1家で当然下限面積5反以上耕作せれていますので、そちらの農地法の下限面積はクリアーでしています。

議 長： これにつきまして何かございますか。無い様でございますので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

議 長： ありがとうございます。原案通り承認したいと思います。続きました議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、を議題とします。事務局よりお願

いします。

事務局： 失礼します。9ページ目をご覧頂ければと思います。農業振興地域整備計画の変更に伴う意見具申と言う事で、町の方から意見具申の依頼が有りましたので、議案に挙げさせて頂いております。内容につきましては10ページ目以降をご覧頂ければと思います。申請の内容ですけれども、農振除外の申請、農振除外後に将来的には、すいません場所の説明がまだでしたけれども、場所が〇〇の〇〇〇〇〇〇です。ここに〇〇が有るんですけれども、その近くの農地でございます。元々この周辺の農地に伐採した〇〇の置き場が無かったという事で地権者さんが了解して〇〇の仮置きにさせて貰っていた経緯が有るそうでございます。長年。いずれは正式には〇〇の農地にされたいというご希望が有った、という事でこの度農振除外をしてから、最終的には農地転用と言う形で、農地転用をして農地でなくした後に所有権移転登記をして、〇〇〇さんの土地にされるという計画と言う事でございます。申請者の方は地権者の〇〇〇〇〇〇さま、〇〇〇の集落の方ですけれども、こちらの方から申請を頂きまして、〇〇の裏の農地〇〇〇㎡と言う小さな農地でございますけれども、こちらの方を農振除外して将来的には転用と言うご計画でございます。農地のその辺の詳しい内容につきましては12ページ、13ページに切図の色を付けたものと、中間図と言う事で付けさせて頂いております。色が見にくくて申し訳ございませんが、申請地は12ページで言いますと、〇〇〇-〇と言う赤で塗ってある箇所でございます。元々これは〇〇〇-〇と言う隣の農地と一体と成っていたそうなんですけれども、将来的に〇〇さんにお譲りがしたいという経緯が有って、自分で既に分筆登記されて準備をされていらっしゃるという所でございます。周辺は黄色に塗ってある所が田畑でございます、地区外で切れていますけれども、この下にも農地が有ります。13ページの方には若干、俣野川と農地の間に結構段差が有りまして、そこに農地が有ると言う物でございます。〇〇の隣の方の水路を挟んだ右側の農地は、中山間直接支払に成って居る様な、〇〇〇とか〇〇〇-〇は中山間直接支払いの協定農用地に成っているという様な田んぼでございます。こちらの裏の方は長年〇〇置き場として実際には使われていたという経緯である様でございます。この度ここを農振除外をと言うご希望で申請が出ております。以上です。

議長： ただ今説明が有りました様に〇〇の枝とか落ち葉なんかの長年の蓄積と言う事で、そこに捨てられていたと、置き場に成った様でございます、写真で見る限り農地という訳にはいかない様な状態に成っております。これにつきましてはこの間宇田川保委員と私で立会と言う事で現地を見て参りました、先程説明が有りました様にまず、取り敢えず農振の除外をしないとイケない、それから農地転用をして〇〇〇の土地にするという事で、前からずっと議論をされていた様でございますので、ようやくこれが実現するという事でございます。面積もわずかでございます。以上でございます。これにつきまして何かございますか。無いようでしたら議案第2号、農業振興地整備計画の変更に係る意見具申について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員：（全員挙手）

議長：ありがとうございます。賛成ですので原案通り承認いたします。続きまして議案第3号、農用地利用集積計画（案）について、を議題とします。事務局お願いします。

事務局：失礼します、議案第3号の農用地利用集積計画（案）についてご審議頂ければと思います。資料の方は14ページから30ページまでですけれども、16ページ以降をご覧頂ければと思います。この度農地利用集積計画で出て来ました案件は23件ありますが、中には新規が3件と書いてはあるんですけれども、すべてが更新案件でございます。従来12月末の有効期限で農地の貸し借りをされていた農地を引き続き貸し借りされたいという件でございます。1件だけ本当の新規が有りますけれども、それ以外は全て更新案件でございます。91番から113番まで申請が出ているんですけれども、更新につきましては、説明は長くなりますので割砕させて頂きまして、新規の部分だけ説明させて頂ければと思います。20ページを見て頂ければと思います。整理番号103番、〇〇〇〇様と〇〇〇〇様の農地の貸し借りでございます。〇〇〇〇様とは成っているんですけれども、実際には〇〇さんの〇〇〇〇さん、まだ30代の若い方なんですけれども、こちらの方が同じ地区の〇〇〇〇さんの農地を貸し借りされてされたいという事で新たに1筆、ちょうど〇〇の〇〇〇、〇の上の方と言いますかその辺りなんですけれども、貸し借りの期間が1年と成っているんですが、主に耕作をされる〇〇さんの方が来年は農業の勉強を農業大学校とかで勉強をされて、1年先以降に本格的に農地を増やして将来的にやりたいというご希望がある様でして、一先ずは、今のところはお父さん名義で1年間だけ貸し借りをしてそれ以後は〇〇さんで広げて行きたいというご計画の様でございます。

12番：お父さんではなくお爺さんです。

事務局：お爺さんです。〇〇さんですけれども。こちらの方が1件でございます。後は〇〇さんの件が沢山出ておりますが、これは全て再設定で更新手続きでございます。22ページ目に新規が有るんですけれども、こちらの方は〇〇の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと次の農地配分計画にも出て来るんですけれども、〇〇〇〇さんと農地の貸し借りをされている案件なんです、新規となっているんですけれども、これは中間管理機構に預けてと言う形で、中間管理機構から〇〇〇〇さんに転貸を受けるという、従来は直接やり取りをされていたんですけれども、中間管理を間に入れてもらうという手続きに為に新規と言う事に成っております。実際にはこれも更新でございます。次が23ページに新規が有りますがこれも実は同じでございます、〇〇〇の〇〇〇〇さんの農地が〇〇の方に有るんですけれども、こちらと同じ〇〇の〇〇〇〇さんと貸し借りをされていたんですけれども、こちらの方も中間管理機構を通した手続きをされたいという事でございます。

て、間に入る関係で鳥取県農業農村担い手育成機構と書いて有りますけれども、新規と言う取扱いに成っております。実際にはこれも更新手続きでございます。これも後ほどの議案第4号で、農地利用配分計画と言う事が出て来ています。利用集積計画については以上でございます。

議 長： ただいま事務局の方から説明が有りました様に、殆んど再設定と言う事でございます。新規は103番の〇〇の所、今日は川上委員が欠席ですのでコメントは無ですけども、後の更新に近い新規、中間管理機構を通す分につきまして、107番は清水委員、何かありましたら。

9 番： 別に、再設定ですのでよろしくをお願いします。

議 長： 112番の〇〇の分も同じ貸し借りと言う事で再設定と言う理解をして頂けたらと思います。これにつきまして全体何かございますたら。

6 番： 良いですか。今中間管理機構に預けて更に地元の人が借りる訳でしょう。その時の借りる人がこれでは分らないです。覚えてメモでもすれば分かるけれども、その辺が。

事務局： それは次の議案に載せております。

6 番： 次の議案の所で書いて有る。

事務局： 実はここが一体と成って動いていまして。

6 番： これで一応終わって次の議案で。分かりました。

議 長： 配分計画の方で町長が。

6 番： これは分かりにくいです。

事務局： すいません、ここにメモするように致しましょうか、

6 番： それが良いかもしれません。そうしないと誰が作るか分からない。裏には書いて有るけれども。

2 番： 備考の所に名前を書いておけば。

事務局： これからはその様にさせていただきます。

議長： 確かにこれでは分かりにくいです。実際に作られる人の名前を分かる様な形にして頂くという事をお願いしたいと思います。他に何かございますか。議案第3号、農用地利用集積計画（案）につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。続きまして議案第4号、農用地利用配分計画（案）について、を議題とします。事務局をお願いします。

事務局： 失礼します。引き続き、議案第4号の農用地利用配分計画（案）についてご説明をさせて頂ければと思います。31ページから最後の41ページまでが資料でございます。33ページ目をご覧頂ければと思います。この度農地中間管理事業を通した農地の利用の配分計画と言う事で、先程説明をさせて頂きました、利用集積計画の新規で上がっております案件でございます。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの農地を配分する、〇〇〇〇さんが〇〇の〇〇さんから農地を中間管理を通して借り受けるという案件でございます。こちらの方の詳しい内容につきましては、耕作者の状況につきましては、36ページ、37ページに載っております。〇〇さん及び〇〇さん両方の方はもう既に地域の方で農地の貸し借りをされておまして、担い手として頑張っているらしいです。今回申請が、配分計画と言う事で、40、41ページに該当農地の航空写真を付けさせて頂いております。40ページが〇〇の〇〇さんの農地、41ページが〇〇の〇〇さんの農地でございます。こちらの方を中間管理を通して転貸をして貸し借りをされると言う物でございます。これにつきましては以上でございます。

議長： これは半の上と言うか武庫の、宇田川保委員、何かコメントは無いですか。

6番： 相対と一緒ですので別にありません。

議長： 石原委員の柿原もよろしゅうございますか。

10番： 聞いていないんですけども。

事務局： 柿原と言いますかこれは西成。

議長： 西成なので清水委員。

事務局： 利用集積計画の再設定、それを中間管理を通してするだけですので。

議長： これは中間管理機構を通してやると言う事が増えて来る訳ですね。出した方が何かメリットが有ると。

事務局： 中間管理を通すと賃借料とか個人で徴収しなくても中間管理がやってくれますし。

議長： それなら今までの利用権設定もどんどんこっちに持って行ったらどうなんですか。

事務局： ですので今そういう方向でずっと、ですので毎月こういうのがちょこちょこ出て来ています。

2 番： 今回のも個人どうしで、中間に出さずに個人どうしでやっているというのは。いくら再設定でも。

事務局： そこは一応説明はするんですけども、何でそんな事をしないといけないのかと言う人が、実際には地域で纏まって、前回もありました、地域で集積して杉谷さんの法人に預けるとかそう言ったのが無いと、本当のメリットと言うのは出てこないんですけども、ただ制度の建て付がこう言う風に動いて来ていまして、中間管理を使わないと将来的な補助とかが受けにくくなるという事も有りまして。

局長： 今、国が中間管理に出す様に誘導をやっている所で、ですので集落営農とかそういう事をされる方はどんどんやって協力金とか、そういう物でいろんな設備されたり資本金を得られる、という事は1つの非常に有効な手段だと思います。

事務局： この前の担い手の意見交換会をさせて貰った時にも一応中間管理事業の説明なりはしました、利用権設定の更新案内をする時にも一応中間管理事業が有りますよと言う周知はしています。どうしても1年とか短期間のもありますので、すべてを中間管理を通さないといけないという事ではありませんので、

8 番： 議長、良いですか。今言われるのに、前から説明があった様に、実際に農地を借りて自分が作ろうとした場合、さっきの話ではないですけども、直接1対1でした場合いろんな面で問題が有るので、中間管理機構を1回かまして、中間管理機構から改めて借り受けると、自分が作りましょうと言う手続きをすれば、具体的に何のメリットが有って、ただその場合、これは確認なんですけど、それについていろいろ補助金が付いているのは分かります。中山間の補助金と言うのは、直接支払はもちろん本人が作れば、作った人に降りて来る訳だからそれはそれで良いのだけれど、その他にそう言った部分で何かメリットが有るのか無いのかちょっと教えてもらいたいのですけども。

事務局： 中間管理に相対で単純に出しただけではまずメリットと上げられますのは、例えば佐

藤さんがどなたか複数の方から農地を借り受けて耕作するとした場合、それを中間管理に出したら何のメリットが有るかと言う事ですけども、1つは賃借料を従来ですと5人の方から農地の貸し借りをされて貰われたりしていた、でしたら中間管理に預けますと、中間管理の方が賃借料を徴収してくれる訳です。

8 番： 徴収してくれる。

事務局： 徴収と言いますか、事前の取り決められた内容。

8 番： 要は小作料を見てくれる、という意味ではないですね。

事務局： ではないです。その小作料を本来でしたら、1対1で今年の小作料を5千円下さいとかと言うのを、中間管理を間に通すと中間管理がしてくれるんです。10人とか20人から農地の貸し借りをされている人は、個人でいちいち毎年賃借料を払う手間が省ける、という事が1つメリットです。1つ公的機関をかませますと農地のトラブルとか、そういった事にも若干間に入ってくれるという事も有りますし。そこがメリットです。

8 番： 無償貸借の場合は関係ない訳だ。

事務局： そうですね。無償貸借の場合は殆んど何の意味が有るのかと言う所もあります。

8 番： 分かりました。

事務局： ただ物納の対応もあるみたいです。物納はどういうやり方をするかは個々のケースによると思いますけれども。本当でしたら主旨の目的は農地を担い手の方に集積して行きましようと言う、しやすくしましようと言う物ですので、中間管理機構に1回いろんな農地を集めて本当に沢山作りたい方に条件整備して、場合によってはこの農地を交換分母と言いますか、借りやすい様な形で転貸するというのが制度の主旨なんですけれども。実際にはそういう事に成ってなくて、相対で決まっている分の間に噛ますと言う様な状況でございます。地域の農地の集積を地域毎で5割とか何割とかすると、地域に集積金、或いは、出された方に対しては協力金と言うのが出る場合が有ります。要件がいろいろありまして、細かい説明は長くなりますので差し控えます。そう言ったメリットが有ります。

8 番： 分かりました。ちょっと良いですか。従来から言っている事なんですけれども、そう言った場合中間管理機構が噛むことによって、実際に作る人が地区外、場合によっては町外、そう言った人たちが入って来る可能性が割と高い、その場合水路管理とか農道管理、農地の周辺そういった所の整備等々含めてこれが大変だと思っている訳で、そこら

辺の事も含めて考えて行かないと、このままで行くと、どんどん殆んど荒廃地が増えて行く、そういう事になる可能性が高いと思っているので、ただ書面上でここから中間機構を経てこうなりましたよと言うだけでは、実態はその通りにはなかなか行かないと言うのを心配している訳で、そこら辺の所を今後どうするのかもっと深く議論をして行く必要があるのではないかと言う風にも思います。

5 番： ちょっと関連して良いですか。交付金に影響するような事はなかったですか。例えば中間管理機構に沢山通したところにはお金をたくさん。

事務局： 将来的にはそういった事も。

5 番： 将来的にはと言う事はまだ決まってないのですね。

事務局： ポイント制と言いまして、そういう事にも影響してきます。将来的には。今すぐは無いですけれども、積み重ねが、後これは後程説明しようかと思ったのですけれども、中間管理機構のチラシ、これはつい最近できた物なんですけれども、固定資産税が中間管理機構にすべての農地を貸しますと固定資産税が2分の1に軽減されます、逆に荒かしたままにすると、これは荒かしたままにしたから固定資産税が1.8倍に成る物ではないんですけれども、先程の中間管理に出すと税制面での特典と言いますか、そう言ったのもこちらのチラシを裏の方に付けていますので。その裏の方にまた中間管理機構の書いた物が有りますのでまた見て頂ければ良いのかなと思います。

7 番： 中間管理機構に出さないといけないという訳ですね。

事務局： 出来るだけ通した格好で。

議長： 国の方針が中間管理機構ありきと言うか、そこを利用しないと、と言う飴と鞭と言う事で考えているんですね。それに乗った方が有利だとは思うんですけど、いろいろリスクもあるという事で。それでは進めたいと思います。議案第4号、農用地利用配分計画(案)について賛成の方は挙手をお願いします。

委員： (全員挙手)

議長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。これで議事は終わりましたので、その他に入りたいと思います。その他の1つ目は町に対する意見の内容、ちょっと関連するんですが、町長との意見交換会、話がありました様に年内に町長との意見交換会をすると言う事で、これが何ページかありました。

事務局： 資料だけ説明させて貰います。お手元の資料1と2と言うのを用意しておりますので、合わせてご覧頂ければと思います。まず従来の建議に代わる町に対する意見と言いますか、その内容につきましては農政部会で審議するという前回の総会で決まりましたので、今週の水曜日に農政部会をして頂きまして、一応資料1の1枚目にある様な中身で、過去の建議の内容、或いは町に対する意見と言う事で内容を纏めて頂いております。資料1の裏の1ページ以降が農政部会で用意させて頂いた資料でございます。一応24年度、25年度は建議が無くて、26年度、27年度の建議の内容を付けさせて頂いております。4ページ目にはここに四角で囲って有りますが、関係行政機関に対する「意見の提出」が義務化されましたと言う、従来の建議に代わりと言う内容でございます。こちらに基づきまして、資料1の1枚物を纏めて頂いたと言う事でございます。

議長： 説明に有りました様に資料1がこの間の7日に農政部会で、一二三さん、部会長はいらっしゃらないんですが、纏めた物でございまして、意見交換会の具体的なテーマとして案を作った訳でございます。まず1番目は町長の農業振興に対する基本方針について覗いたらと言う事でした、ご承知のように議会でも長岡さんが質問されておまして、町の農業の将来展望みたいな話も、この間議会だよりに掲載しておりましたので、多分同じ様な事は言われると思うんですが、白石町長のキャッチフレーズは3000人の楽しい町づくりと言う事を言っておられまして、これがモットーの様で、前の竹内町長は、小さくても元気で明るい輝きのある町、同じ様なスタンスですけども、ちょっと言い回しが変わっているんですけど、3000人の楽しい町づくりと言う事を言っておられます。まあ機関産業であります農業に対して将来展望も含めて、先ず方針をお聞きすると言うのが1つ、過去に建議した、先程も説明が有りました、24年、25年はやっていないんですけども、26年、27年やって来た中で、検案と言いますか、解決をしていない面について、お聞きしたらどうかと言う事で、1つは下蚊屋ダムの水質汚濁の取り組みの状況、2番目は担い手育成と支援と言う事で、これは建議をして町単独で5反以上作ってくれる人には4,000円の支援をしてもらっているんですけど、29年までで一応終わると言う事に成っておりますので、この3年間の効果の検証と今後これをどういう風にされるのかという話、今現在60名近くいらっしゃるんですかね。54名いらっしゃるらしいんですけども、今後どういう、29年まででしたね。

局長： 27から、28、29です。

議長： 29年ですね、3年間で、3年間補助しましょうと言う事で進んでいますので、29年まででその後どうされるのですかと、例えば5反を3反に降ろすとか、支援の単価を上げるとか、そういう物についての話を聞いたらと言う事です。3番目は奥大山の農業公社の支援体制、議会でも常に出ているんですけども、竹内町長に変わられて新しい代表理事に成られた訳ですから、その辺の方向性を聞いたらと言う事で、過去に建議した事項についての町長の考え方をお聞きすると、それと3番目に新たなと言いますか、

こう言う事を聞いて見たらどうかと言う事で、先程事務局が言いました様に、建議に代わる物で農業委員会の意見と言う形で、農地利用最適化推進委員の改善についての具体的な意見の中で意見書として、ペーパーで出すかどうかはちょっと議論する所ですけれど、取り敢えず26日に町長と意見交換会をして、その中から文書で持ってお願いをしたらどうかと言う内容を、と、思っているところでございまして、取り敢えず案としてお聞きしたいのは、鳥獣害の対策、鳥獣害で被害が有って非常に困っておられるので、集落単位でいろいろ対策をしないといけない訳ですけれども、どの集落にも免許を持った人をたくさん増やしたらどうかと言う事で、鳥獣の免許、くくり罟とかそういう物の資格取得の支援の補助をしてもらったらどうかと言う事です。資格がないと取れないという事も有りますし、お金が掛かる訳でございまして、そういう人を増やして、各地域で対策、各集落で対策をして行ったらどうかと、それには増やして行こうという事です。2番目は農用地管理の軽減対策と言う事で、私共、愛媛のだるま製紙を視察に行きましたけれども、いわゆる法面管理の省力化、草刈を減らそうと、今非常に草刈が大変ですので、センチピートグラスの吹付の費用の補助をしてもらったらどうかと言う事です、今鳥取県、県が東部、中部、西部、代表モデル的な所で試験的にやっています、西部では江尾の所でやっています、だるま製紙は㎡420円でしたか、1反したら40万は掛かる訳です、だるま製紙のあれに定植しない範囲でやれば大体300円くらいに成るのではないかと県がやっています、それでも高い訳でして、その辺の補助をお願い出来たらと言うのが2点目です。3点目、これが一番大事かもしれませんけれども、担い手育成、支援策のより一層の拡充と言う事で、高齢化に伴う担い手不足対策をと言う事で、具体的にどの様にしたら良いかと言う事が3番目です。4番目は町のブランド、特産品の育成・振興についてと言う事で、議会の法令書を見たら主力は米だと言っておられますし、プレミアムの特産米、今回さっき出た阿部さんが金賞を貰われたという話も有りますので、その辺も含めて、担い手に対して今後何を奨励して行くか、と言う様な話の論点をお聞きしたら、と言うのが今回の農政部会で纏めた内容なんですけど、これにつきましてもっと他にも聞いた方が良いと言う事になれば、意見を聞きたいんですけども。いかがでしょうか。佐藤委員どうでしょうか。

- 8 番： ここに書いて有る事に異論は有りませんが、良いと思いますが、ただ全体的に物を考えて行かないと、例えば従来こういう要望を出しておりましたとか、それがいつから出ていたかは分かりませんが、例えば10年1昔と言う様に、10年前の江府町の現状と今とは全く変わっている訳で、そうすると従来の事と言うのも1つは良いと思いますが、これからの事を考えれば、先程も言われたけれども、3000人の町づくり、夢の事を考えれば、ただ、ここに出ている様なブランド、或いは特産、その物1つを考えても3000人の中で実際に農業の分野で働ける人間がどれだけいるかと、将来的に、例えば向こう5年の間の労力がどの程度あるか、と言う様な事を考えてそういう物をして行かないと、個人的な事を言わして貰えれば、さっきも会長がおっしゃった様に、江府町と言う町はこれだけ水に恵まれて、豊かな農地、土地に恵まれて、日当たりに恵ま

れて、米なら米で言えば適度な温度差、標高から考えても、そういう事からすれば、江府町は米が主体でなくてはいけないと言う風に思います。例えば隣の伯耆町や他の地域も含めて、中山、名和も沢山農地は持っているけれども、結果水がなくて作れない訳です。仮に下蚊屋の水を引っ張って行こうとしても、水そのものは私たちがやっている様な流水ではありませんから、ミネラルの事からいろんな事を考えれば、少なくとも我々の様な良質米は出来ない、これは分かっている訳です。これに更に仮に付加価値を付けるとすれば、耕畜連携と言う事の中で、江府町で作る米は全部一切化学肥料は辞めようと、有機栽培でそこに更なる付加価値を付ける、という様な事も1つの考え方としては、有っても良いんだろうという風に思いますし、そう言った総合的な事で物を考えて行かないと、ただ1部分だけでこれを進めたので、江府町の地域農業が進むか、と言うと必ず一面ではブレーキが掛かる事になるんです。そこら辺の所を全体的な物の中で、いろんな条件を付け合わせて、じゃあ江府町の生きる道はこれだね、と言う物をお互いの議論の中で見つけ出していく、これ以外にはこれから先の江府町の生き残りは、難しいのではないかと個人的には思っております。そこら辺の所は普段議論する場所もないし、なかなか議論が進まないという、非常に難しいジレンマを抱えている訳だけでも、ある意味数も大事だけでも、ある意味での精鋭を少人数でも良いので、取り敢えず元に成る物を作ろうという様な考え方で行くのが、一番良いのかな、なんて言う様な気がしています。ある程度の骨格を作って行く中で、いろんな所からいろんな意見を聞いて補充して行く、という様な考え方に立つのが具体的には一番進みやすいのではないかな、と言う様な気持ちを持っています。以上です。

議 長： 町長との意見交換会ですから、ザックバランに聞けば良いかなと思うんですけれども。

8 番： そんな話を町長として、町長がそれなりの、正直言ってあまり百姓をした人では有りませんから、百姓と言う物について、農業と言う物について、深い認識を持ってもらって、その中からうちの町としてはこうだ、という様な物を町長が先頭に立ってやって行く、と言うのが一番理想的だろうとは思っています。

議 長： 確かに白石町長は農業の事に精通者ではないと思いますので、その辺を上手い具合に農業の視点をどういう風に考えておられるか、機関産業とは言われますけれども、果たしてそういう風に成るのか。

8 番： 福祉保健部ばかりに居りましたから。

議 長： 意見交換をした中で、例えば予算面でして下さいとかの話には成りますので、意見書みたいな形で建議はございませんので、ペーパーに纏めてその中からピックアップして出したらどうかと思っているんですけれども、その辺はよろしいですか。

8 番： 人の言葉を借りて申し訳ないけれども、前の片山知事が鳥取県、香川県全国の最少県でございますけれども、冒頭に着任した時あいさつをしました。ただ私の思う事は全国一の最少県ではありますが、きらりと光る満天の星のきらりと光るこの特色のある鳥取県にしたい、こう言う事を言ったんです。その意味では、例えば、江府町は県下最少町です、財政的にも非常に貧しい、そういう部分はありますけれども、しかし今言った様に県下最少町ではあっても、それなりの特色の有るきらりと光る、例えば農林業、農業と言う物が仮に出来れば、これが今言った3000人の町が輝くんですか、喜ぶんですか、そういう町と言う事に繋がって行くだろうと、商工会辺り言いますと、農業と言うのは自分達とは違った産業だと、こういう風にとらえている部分が多いんです。従来、ただ農業がそれなりに発展をしていかないと、江尾の町はこの商店も仕事が出来なくなってしまう、使ってくれる人がいなくなってしまう、散髪屋さんも無くなる、食堂も無くなる、雑貨屋さんも無くなる、と言う様な、そんな事に成って来ているのは、やっぱり周辺の農家がそれなりにちゃんと出来ていないから、買に行かない、食べに行かないだろうと思います。そういう事で、結局は町全体がどんどん下降線に走ってしまうと、町長がおっしゃる様に、江府町は農林業が機関産業であるとするなら、畜産も含めて、先ずはそこをきちんと確立させないと、江尾の町だって賑わいなんか出て来る訳がないと思います。

議長： 新町長に期待する面もありますので、その上で意見を聞いて、意見書として出すという話にしたいと思います。内容的にはこれで宜しいですか。何か意見が無いと、前もって町長にも渡しておかないと、こう言う事を意見交換させて貰います。という話をタイトルだけでも、こういう物を渡しておかないと、いきなりぶっつけも困るのではないかと思います。

8 番： これで良いのではないのでしょうか、どうせ話は波及して行くでしょうから。

6 番： 今の害獣対策で初めてでしようけれども、12月17日、ジビエの取り組みと言うかそういった事をやりたいという事で、私の考え方とはちょっと違うなと思ったんですけども、お客さんは、と聞いたら米子市の方から奥さん方が来られるという、これは農林課の森課長かな。

局長： これ自体が日野郡の3町連携の中で、農林のプロジェクトの中でやっけていまして、各3町、林業が多いので日南町で、日野町さんはブランドで、うちがと言う様な事でやっけていまして、ところが日南町さんは企画だけされて、後は江府町さんお願いします、と言う風に言われて、この間も会の中でももう少しその辺をきちんとして貰わないといけないという事で、うちが本当に手を挙げてジビエをしたいと言った訳では全然なくて、鳥取県内の適任者を探してもなかなか居られなくて、宇田川さんをお願いをしたと言う所です。

6 番： 17日3時間ほど取り組んでくれと言うので、私の意見でこうしたい、という事を講習をするのなら良いけれども、町の方からこうしてくれと言うので出来なくはない、そういう形であれば良いのだけれども、本来ならさっきも有った様な話、猪を取る人、鹿を取る人の研修を第1にしたかった、と言うのはどんな物を捕っても、何でもソーセージとかハムとか肉をおいしく食べるという事は出来ないんです、いかに上手く捕ったものを素早く調理して、こういう方法で、こういう風に調理をすれば、おいしい肉で食べられますよ、と言う事をまずは捕る人みんなに勉強をしてもらいたい。捕る人皆それぞれ聞くと、持って帰って、1時間も2時間も経って帰ってから、腹を空けていても肉は皆煮えている、ソーセージも何も出来ない、もちろん美味しくもない、そういう所から勉強をして行かないと、本当にジビエでおいしい物を食べようかと言うと、そこの一番先端を勉強しないといけない、今回話そうかなと思うのは、農業委員の人も知っていらった方が良いかなと思って話すんだけど、豚と猪の違いから始まって、肉は小分けして、どの部位はこうして食べたら美味しいよと言う様な、実際に料理をして食べさせて下さいと言うので、私はコックでも何でも無いので、そういうのは出来ないけど、鍋とか焼肉とかたたきとか、そういう物は出来るからそれをしましょう、と言う事で、肉の切り方、部位のあてがい方、将来的にはベーコンとかハムだとか、或いは餃子の肉、餃子は本当においしくて、猪の肉と分からないくらい美味しいです。豚の脂肪は解けるんですけど、猪の脂肪は油は解けないんです、そのまま触感で残るんです。その良さが完璧に、それも猪を上手く処理した物でないといけないし、年寄りと言うか4歳以上の雄だといけないし、と言う事で色々あるんだけど、そういう元々の所から勉強をして行かないといかんかなと、この後で農林課の方に行って、打合せはするんですけども、そういった事を知っていらった方が良いかなと、実際には今月の17日にやられるそうです。町外の方が、米子の方から、10人くらい女性の方を含めて、来られるという事で、地元の方にも報告をして、地元の人にも、もっと来て貰ったらと思うし、将来的には地元で全部消費できる様な事も考えて行けば良いのかな、道の駅で人に売るよりも、地元の人に猪、そう言った肉は買わなくても良いんだと言う位、猪のいろんな栄養素を見るとかなり違いますから、猪の方が良いですから、豚よりは、豚はビタミン剤とかいろんな物を注射をしてどんどん大きくする、薬をいっぱい撃っていますから、大体豚は6ヵ月です、生まれてから、猪は大体2年が一番美味しいと言う位ですから、時間が経っている、豚も大体は子供を産む前の状態の豚が、140キロから180キロくらいのメスの豚が一番美味しいです。そこまで飼ったら飼料効率が悪いからみんな飼わないので、豚を生産する人が一番良い状況の時に出すから、大体その時期が一番良い時、本当は鶏もそうです、鶏は我々がそういう業界に入った時は70日、今40日ですから、ヒヨコが卵から孵ってから肉に成るまでが、そんな肉は美味しくない、だから地鶏って放し飼いにしたり、3ヵ月も4ヵ月も飼ったりして、美味しい肉は美味しい肉として、鹿児島や宮崎なんかでもやっていますけど、そういう風においしい物は手間を掛けてやらないと、米も一緒ですけども、美味しい物が出来ない。

1 2 番： 3 0 0 0 人の町民と言うか、それは理念ですので、具体的に宇田川さんが言われた様に、じゃあ、猪のそう言ったジビエ、そう言った物を江府町民が皆食べるんだと、1 軒が1年に1キロ運動を展開するという様な、それで住民をと言う様な具体的な施策と言うのを出さないと皆が付いて来ない。

6 番： 猪が10頭捕れたよ、じゃあ今日は町民で猪を食べる日だとか言って、大々的にして食べて、美味しいじゃあないかと言う事に成ればそれも1つの

1 2 番： 地元はそっぽを向いているのに、よその方から来てジビエ料理をします、と言ったって始まらない。

6 番： 実際には、今回は、ベーコンやハムを作ってみようかなと思っているんです。年間江府町は何頭、500頭か600頭？

局 長： うちに入って来る頭数は分かっているんですけども、いわゆる猟奇で無い期間と言うのは詳しくは。猟期の時は誰が何頭捕ったかかと言う詳しい数字はちょっと。

6 番： わからないでしょう。大体500頭前後捕れていないかなと言う気はします。今鉄砲撃ちが減ったので少ないと思うけど、罾でも〇〇さんが40頭くらい捕るかな。かなり量は捕っていると思うけど、そんなのも入れれば。

局 長： 割と今年なんかでもウリボウが多いです。

6 番： ウリボウと言う事は、去年の雪が少なかった為に生き残りが起きているんです。雪が70cm以上降るとウリボウ、その年に生まれたのは全部谷で死ぬんです。雪の中に餌を取って入らないから、親は雪の深見でもどンドン入って行きますけれども、それが出来ないうちに皆谷で死んで、頭の骸骨が残っているんです。他の物も食べてですね。と言う事で今度やりますけれども、それはそれとして、農業委員の方にも知っておいてもらったらと思って、長尾さんが竹内町長に言われていたけど、

議 長： これはどこで講習会をやるんですか。

6 番： 今の調理が出来る所で。

局 長： 開発センターの手前の所で。また防災無線とか流しますし。言われる様にうちもジビエのあれよりも、宇田川さんが言われる様な事もしたかったですけれども、これは日南町さんの方がジビエでこういう風に触れているので、ジビエをして貰わないといけな

いと言いながら、後はお願いしますと言って、この間の会で大分僕も言ったんですけど、きちんとその辺をして貰わないと担当で、元々は林業の枠組みの中でやるという事で、当初は3町の鳥獣協議会の方でいろんな鳥獣の方の説明をしてもらう様な形でいたんですけども、ジビエで料理をしているのでやって貰わないといけないと言いながら、誰が調理師さん？やー。やーなんて言って全然おられなくて、泣き付いた所でございまして、すいません。

6 番： 突然電話が掛かって来てびっくりしたけど。

10 番： それで何時からですか。

6 番： 時間もこれから打合せに行きます。具体的にどう言う事をするのか。それを機会にいろいろ調べたら、ムジナは知っておられますか、穴熊、これが東京で1軒しか専門店が無いんですけども、大体1人前が1万2千円、キロが2万円するんです。これが日本の鳥獣の中で一番美味しい肉とされている、食べ方が有って、すき焼きが一番美味しいんだけど、すき焼きも酒を煮立てた中に通したものをすき焼きの中に入れる、と言う事でこの間作って見て、今年は今季3つ捕ったのかな、〇〇さんはいらないと行って全部うちに置いて帰るので、殆んど70%から80%が油です。この油が甘いんです。その油を敷いて普通のすき焼きと同じ様にするけど、50%油は捨てましたけれど、油が美味しいです、野菜に浸み込んだ味が、美味しいとは年寄りから聞いていたんですが食べたのは初めてで、それから鹿の肉はたたき、油を引いて両面をちょっと焦げるくらい焼いて、中がジューシーな物を氷で冷やした物をスライスして、後はポン酢でも何でもいいですから、自分の独自のタレを作ることも教えようかなと思ってはいますけれども。林檎を擦ったり色んな物を擦って、普通の味ポンで良いから、味ポンにそういうのを加えてタレを作ってそれを食べると美味しいです。さっぱりして、年寄りには良いかなと思うんです。特に鹿なんかはあっさり油も少ないし柔らかいです。火を通して良く焼いてしまったら硬いです。

議 長： 専門家がやるので、町長の時も特産品の開発の所で振れてもらったら良いかなと。

6 番： 地元で消費するのが良いと思うけど。他所に出してそれを利益にすると言う事では無くて。

議 長： 南部町と言うか、会見町は処理場を作っているわけでしょ。

6 番： 処理場の話も有ったけれども、処理場の問題は後の経費がいるんですよ、極端に言うると汚物なんかは今はみんな山に捨てているけれども、そういう物も全部業者の廃棄をしないといけないので、ここら辺では三光だね、そうすると冷蔵庫に入れといて、週に1

辺くらい三光が回って来ますから、それにドラム缶に入れて、リフトで積んでと言う対応をしないといけないし、そうすると今度は、栄養士とか資格を持った人が何人か居ないといけないし、そこまでやって来たらちょっと大変かなと思うけど。順番としては捕った肉、美味しいな。じゃあこうしようか、と言って皆の盛り上がりでそう言うのを作っていくのは良いけれど、特に江府町はそうなんだけれども、物を、施設を建ててやろうと言っても、後が、だから徐々にみんなが売る、30頭くらいみんな町で食べる様になれば、そういった時にまた考えれば良いのではないかなと思います。今のうちなら、今まで50年も居たのでそのノウハウはいくらでも教えるし、企業秘密の部分もあるけれども、そうで無い一般的な所はいくらでも教えますので。

議 長： それらも含めて町長との意見交換の方に話題として出して貰ったらと思いますので、それで資料2に書いております様に、12月26日月曜日3時から皆生のグランドホテル天水の会場で、会議室でやるという事で、その後忘年会と言う事で、となりの華水亭で、ちょっと会場が違うんですけども、

9 番： 3時までに行けと言うことですかグランドホテルに。

7 番： 迎えが来るのでは無いですか。

事務局： その辺りはバスが、直接行かれる方は直接でも良いですし。また取り纏めをさせて貰えばと思います。今日これで決定して頂ければ、

7 番： どっちにしたって迎えに来て貰わないと。

事務局： その辺りは手配をさせて貰います。おそらくここに、防災情報センターに、3時からですから2時位にここに来て貰う様な形で、もう1回ご案内させていただきますので。

議 長： 詳細はまた事務局の方で検討をしてもらって、いずれにしても泊りになりますので、町長は泊まれるかどうかは分かりませんが、忘年会は泊りと言う事に今年はすると。

事務局： 時間的にはこんな感じで良いですか。6時半開会とか、或いはもっと早めて6時とか、どんなものでしょうか。意見交換会は2時間から2時間半くらいです。

議 長： どんなでしようか、6時半、忘年会のスタートで。

事務局： これで手配をさせて貰いますので、出欠の方を今もしこの時点でご都合が悪い、という事を聞かせて貰う事が可能であれば頼みやすいんですけども。皆さん大丈夫ですか。

また文書を流させて貰いますので。

議 長： ではこの案で事務局の方に進めて貰う事にします。続きましては新たな農業委員会制度についての説明、前も議論をして周知を図らないと、と言う事も有りましてけれども、行政の方でやって貰えないか、と言う話も出ておりましたし、全協議会で説明を課長にして貰ったようですが、何か意見と言うか、何かありましたでしょうか。

局 長： 資料3のページ数で行きますと、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページの方を全協議会に提出させて頂いて、説明をさせて頂きました。取り敢えず説明をさせて頂いたという事で、意見と致しましては、6ページに有ります定数の関係でございしますが、うちの方としては公選の10名に中立委員を1名追加して11名と言う案を提示させた中で、こちらの方資料のやり方がおかしかった所があって、地域割りは従来通り想定で13地区と言う様な事だった、13と10と言う所が大丈夫か、と言う様な事が有りました。それと最終的には定数条例を町長が提出して、それを議会の方が承認すると言う形になります。今日は課長の動向とかそう言った質問は有りませんでした。今のスケジュールと致しましては、1月の臨時議会なり、遅くても3月の議会の方で掛けさせて頂くという事で、議会の方とは話をさせて頂いて、資料3の1ページでございまず、こちらの方はペーパーを出さずに、口の方で説明をさせて頂いた所で、それと下の方に有りますが、今月の町報12月号の方で、詳しく制度改革の方は出させて頂く、という風に成っておりますので、今日区長便ですので、明日、明後日位には、皆さんの自宅の方に届くと思えます。最初は町報6月号で簡単な制度改革の方をちょっと説明をさせて頂いて、本格的に説明をするのは、町報12月号になります。今後推薦団体で有ります、土地改良区の方は11月25日に改良区の総会が有りましたので、その中で役員さんの方に、資料で行きますと、4ページの資料1、こちらの方で説明をさせて頂きました。農協さん、農事実行組合長さんは来週の木曜日に実行組合長会が有りますので、そちらの方で説明を予定しています。後一般の農業者の方には1月の中旬から2月にJA江府支所の座談会の中で一緒に出させて頂いて、その中で新しい制度と農業者の考え方をお聞きして、それを汲み上げる事が出来るという風に思っている所です。ですので、もうちょっと時間を置いて、1月に出すのかは町長なり執行部と話をさせて頂いて、遅くても3月議会には出さないと間に合わない。

議 長： 議会での承認と言うか、3月がタイムリミットに成るんですか。

局 長： そうですね、はい。

議 長： それに向けて取り組みと言う事で、なかなか町民の方に周知徹底、町報も有るんですけども、農協座談会と一緒にやると言う事は、2月まで掛かるので、意見を集約したら3月にしか掛けられないのでは。

局長： 制度が変わるという事で、ただ現時点では、定数の特に検討案は有りますが、何名と言う事は言えないので、もし仮に1月の臨時議会に掛けさせて頂いて承認を得れば、農業委員さんは11人です、その内10名は農業者の方で1名は中立委員と言う様な事を明確に話して回る事が出来るという事です。

議長： 今課長の方から話を頂いてスケジュールですけれども、よろしゅうございますか。

委員： はい。

議長： 新たな農業委員会制度についての説明は以上で終わります。その次、農地利用状況調査、利用意向調査についてお願いしたいと思います。今まさに進めて貰っていると思うんですけれども、資料4。

事務局： 資料4の利用状況調査の実施に伴う農地・非農地の判断についてと言う資料、実は前にもお配りしたことが有るかもしれませんが、11月の末に農業会議の方から、ようやく最終バージョンと言う物が来まして、またこれは中身については見て頂ければと思います。非農地とか荒廃農地の分類の仕方とか、B分類がどうだとか、A分類か、非農地の判断の仕方、或いは課税評価の流れとか、諸々の物がこれにすべて網羅されておりますので、これが12月末に最終校正した者が届きましたので、今回皆様にお配りしたと言う物でございますので、今日は全部説明はしませんけれども、ご覧頂ければと思います。今年度のパトロールの利用状況調査、これらを出来れば12月中に何とか全て取り纏めて、それから昨年度の利用意向調査、昨年度農業委員さんに実施して頂きました利用意向調査の方、こちらの方が意向通りに確認できているかどうか、後農業委員に任さるという案件が有ったことについて、整理を次回の総会等で纏めた物を出させてもらえればなどは思っております。今年度の農地パトロールの結果で、また利用意向調査をしなければならぬ対象がございましたら、1月以降、去年も皆様にして頂いたという事の様ですけれども、引き続き、もし該当が有れば、ですけれども、新規にお願いが出来ればと思います。

6 番： ほとんど変わらないのですけれど、どうしたら良い、殆んど変わってないのだけれど去年と、実際に回ってみただけでも2日程、状況は、で2人ほど出合ったので聞いて見たけど、こんな田んぼ好きにしてくれと言うから、なら去年並みで農業委員に任せる、で良いですかと言ったら、好きにしてくれと、困ってしまう。どうしたら良い物か。

事務局： 利用意向調査を対象となるのは、基本的には優良農地と言いますか、家の集落廻りの、家の中の畑とか、山の奥の畑とかそういった所は、耕作中かBで、出来れば整理して頂いて、そこを利用意向調査をしてどうしますか、と聞いてもまずされる事はないと思

ますので、あくまで圃場整備がしてあって、そういう利活用が出来る見通しが有れば別ですけれども、そう言った所は、いつも宇田川保委員が言われる様に守るべき農地と、そういうのをある程度判断して頂きまして、整理して頂かないと、ずっと同じ様にやっても、多分何の解決にもならないのではないかと思いますので、その辺りの整理をお願い出来ればなと思います。

- 8 番： 良いですか。さっきの話に戻ってしまいますが、そういう事がこれから先仮に3000人の町でやって行くとすれば、意向調査、そういった事も大事だし、今までやって来た様に私たちが目を見て、ある程度の判断はそれぞれ持っているけれども、本人の移行がどうあれ、例えば、極端な事を言えば、広い圃場の中でもう作れないと言う人も居る訳です、しかしそういう農地を投げてしまったら周辺が全部駄目になりますから、これはどうあっても守らないといけないので、言いたいのは、本人の意向はどうあれ、まあ言えば、農業委員会なら農業委員会、農林課なら農林課としてこれだけの物は最低、作る人が本人で有ろうが無かろうが、ここだけはきちんと維持管理をしないとイケない農地だよ、と言う様な物を、ある程度は別途持って行く必要があると思います。
- 6 番： 別途持つておくと言うのは、図面の中にこれだけは守って行こうと、皆で目を見て決めて行こうと言う事だと思う。
- 8 番： これから先の事を考えれば、担い手も育って来ない、という面もありますから、労力やら何やらも含めて考えて、ここの範囲これだけは、例え本人さんであろうが無かろうが、農業公社等々もひっくるめて、最低ここの範囲はきちんと維持しておかないと、これから先江府町に生まれた者は、どうやって生きるかと言う話になる訳で、そこら辺の所は本人さんの意向も大事なんだけれど、それはそれとして、一方に置きながら、行政なら行政の立場で、町造りと言う全体の大きな地域農業を守る、という視点でのそれなりの物と言うかそうすると、大体出て来るのでは無いかと言う気がします。言えばそこから大きく外れた物これは、もう仕方が無いと、ある部分切らざるを得ない部分も出て来るだろうと思います、ただ本人さんの意向はああですか、こうですかとやって行ったらいつまでたってもきりが付かない、それをやるだけでも大変な事だろうと思います。
- 議 長： 本人の意向を確認するのも第一なので、昨年表で回った時に、出来ないのでお任せします、みたいな、みんな5にしましたよね、要は農業委員会が何とかしますみたいな5にしてやった所は、それはもう1回確認しないとイケないのかな、と言う感じはしているんですが、5で書いた所。
- 6 番： 5と書いた所はどうかすれば畑とか田んぼに成るなと言う所なんだけれども、本人さんも草は刈っておられる、何とかして下さいと向うは言うけど、何とかして下さいと言って3畝や2畝ない所どうするの、と思います。草刈りだけでも大変です、任すと

言ったのだから農業委員で刈ってくれと言う事に成ってもとてもじゃないけど刈れませんか。どんなもんだろうと思ってその辺が。

- 議長： それで回ってみて分かったんですが、恥ずかしいくらい、3.3㎡とか1坪みたいな所も上がっていたんです去年、あんなのはどうしますか、中間管理機構に出しますかと言ったって中間管理機構も相手にしないだろうし、ああ言うのをすみ分けにしてもらって、これだったらという所を、さっきも言われる様にすみ分けで守る所はこうだと言う中で、あまり変なのはもう外してしまう様に整理した方が良くないかなと思うんですが。
- 8 番： そうしないとこれから先維持管理できないと思う。ある意味本人さんは腹を立てる部分は出るかもしれないけれども、それはそれとして持って行かないと、今町内全体で510兆位一応農地に上がって来ているのが、減反やら何やらで、300そこそこ、実際に作っている田んぼは、300そこそこしか作ってないから、と言う事は考えると、減反どうのこうののではないけれども、それでも300でも、400でも大まかに町内で、ここは将来的に田んぼとして利用する農地、そういう団地ですよ、みたいな物は持っておかないといけない様な気がする。そうしないとどんどん減って行くばかりだろうと思います。
- 6 番： 実際に中山間に入っていて、中山間で守っているので、今度田んぼを作れるかと言ったら、作れない田んぼが半分以上です。これは事実です。ここだけの話だけど、実際には見て廻っているけど、水路なんかも猪で無いのに、そこを中山間でこれ減反の1つに入っています、と言われてもそういう田んぼが実際に有るんです。見て廻ると。
- 8 番： 田んぼの中は刈ってあるけれども井出はない、そんな所で出来る訳がない。
- 6 番： そういう所がざらだ。
- 8 番： そんな事を言っていたら全部切って行かないといけなくなる。
- 6 番： それが事実です。ここだけの話だけれども、本当はお金が欲しいから皆はそういう事で行っているけれども、
- 8 番： 今までもそれでやられた町村が有るから。今までの中山間の支払い返せ、が起こっているから。
- 6 番： そういう事が起きない様に農業委員も目を凝らしてここは外しましょうよと、その切り替えの時に、その時に見てちゃんとしないといけなかった、これは農業委員ばかりではなく、その時に、では国の施策で今中山間支払している所は全部作れと言われてもと

てもじゃあないけど作れないと思う。作れない所も3分の1以上はあるかなと思う。

2 番： 農振の見直しを今年するような事をちらっと聞いたけれども、その辺からして掛からないと

局 長： 何にもが其処に辿り着くという事。

2 番： それをちゃんとしないと、何もかにも農振に入っているから、その辺を見直しをしてからやらないと。

6 番： 農地パトロールをしていていろいろ感じた、会長と一緒に回らないといけないけれど、私も務めていたので都合が悪くて、休んでいる時に回って、一応気に成る所には行ったけれども。

8 番： 中々今言った水路の管理、それから農道、そこの田んぼに行くまでの農道の管理、もう1つは圃場の周辺の藪、笹なんかもひっくるめて、これだけの田んぼを作れと言っても出来ない。仮にやったって10年も20年も休耕しているから田んぼの状態なんて全然わからない、さっきも清水さんと話をしていたけれども、これは駄目だと思ったけど、初年度だけ通常の肥しをやって見たら、田んぼによっては肥が溜まっている所もあるし、だんだん減って肥しが無くなっている所もあるし、作柄なんて無茶苦茶だ、それを直そうと思ったら2年3年は掛かるから、どうしても3年は掛かると思っていないといけない、そんな田んぼをこれから先果たして誰が作るかと言う事になって来る。

12番： 大満の下の工業団地、うちの本家なんですけど元々、中山間に入っているので除外する訳にもいかない、判を押したばかりに私の責任に成る、2反3反の田んぼだけだと出来ない、中山間に持って行っても受け手がなければ受けないと言う、とても困っている、1等地がそんな事なので、小江尾の学校の上の方にも沢山ある、作る者がいない、受け手が、1等地だ。

8 番： 反別にしても大きいでしょう。

12番： 大きい。

議 長： 少なくとも制度上の中山間とか多面的で範囲を決めた所は5年間守らないといけないという全体責任もあって、下安井ではボランティアを募ってやりましたけれども。

6 番： 下安井でも山手の方は企画整地がしてある所でも雑木が生えて大変な事になっているのに。

議長： 前回そういう所は中山間から落としました。

6 番： 落としたでしょ。それがしてない田んぼまで作る人がいる訳ない奥の方は。うちの奥の方も中山間に入っているんですよ。団地でちゃんと広いきちんとした所、そういう所は守れるけど。

12番： 除外の特別の取り決めはないですか。

事務局： それが出来たのが15ha以上公益協定を目的とされる所、それで武庫、新道、一旦、荒田が一緒になりました。

6 番： それで潔さんがやっと外れた。外れたので売買が出来た。それが出来なかったら何も出来ない。

事務局： ただ団地の真ん中に有るやつは協定外でも厳しいです。

6 番： 結局それは草を刈って耕していると、中山間で貰うお金では足りない、実際に。シルバーに頼んでして貰っても良いけれど。

12番： 平地だから一番安い8千円だから。

6 番： 8千円もらって草を刈って耕運をしても合う訳がない。

8 番： きちんと今作っているからと言って無理だという所も沢山あるので。

6 番： でもそれをしないと、周りの一緒になっている仲間に迷惑を掛けるから。3年間は頑張らないといけないけれども、3年後には農業委員も一緒になって考えないといけない。それまでには凶面を起こして、ここを守ろうと赤線を引いて、と言う事をやって行かないといけないと思う。そうしといて、そこに外れている人でも、作りたいという人は作っても良いと思う、別に江府町として守らないといけない所以外で作りたい人は作れば良いから、と言う事を考えて行かないといけないと思う。特に農地パトロールをしていたら小さい所、どこにあるのかと言う所があるでしょう。そうしているとこんな物までパトロールをして見て回らないといけないのかと思う。

事務局： 農地利用状況調査は全農地を確認しなさいと言う事に成っている物で。ただ制度上B判定とかはしませんけれども。

8 番： この度の農業委員会の制度改正そういった事も含めて、今言った様な事を早速年が明けたら取り掛かるくらいの考えでないと、今言った様に、3年経って仮に監査でも入った場合、ちょっと現地を見せてと言われてたら一発ですよ。過去何年間に戻って返せと言われても、誰が返す者がいるか、皆使ってしまったのに。

議 長： 大変な課題です、集落でどうするかまず考えないと。

6 番： 事務局長、松原さん、農業委員会の制度が変わるという事で、今の農協の座談会、その時に農地の事もそういう人が、実際に集まる人は農業をしている人が多い訳だから、その時に今はこういう状況でこうなんだと言う事は話して貰った方が良いと思うけど。私はその時に付いて回ろうかと思っている。神奈川地区だけでも。武庫や半の上や宮ノ前も。

事務局： それは是非お願い出来れば。

局 長： 内容は月曜日に話をする様にしている、農協さんも今までよりはもう少し営農とかそういう所に重点を置いてしたいという事の成ったもので、うちの方もこれを機会に一緒に説明なり農業者の意見の吸い上げをさせて頂いたらと言う事で、

6 番： 良いと思うけれど、回れたら回らせてもらって、その自分の地域だけでも回って、パトロールの状況でも話せたら。

事務局： 資料3の裏は去年の日程でして、これは今年の日程ではありません。

6 番： また日程を教えて貰えれば、出られる所でも出てみたいなと思います。

議 長： 農協座談会とタイアップしてやるという事に決まったので、取り敢えずこまめに集落に入ってもらおうという事になりましたので、農業委員会の人も出て貰うのがなおベターだと思うんですけども、利用意向調査を年内、12月中に仕上げてもらいたいという事で、5番目、農業委員会の特別研修大会と日野郡農業委員会交流研修会について、ちょっと遅れておりますので、その辺のスケジュールが決まっておりますか。

事務局： 資料5の方に農業委員会特別研修大会と日野郡農業委員会交流研修会の開催の日時を記載しております。農業委員会交流研修会は2月23日木曜日に決定いたしました。これはもともと10月28日に開催予定でしたけれども、中部地震の影響で会場が使えなくなったという事で、カウベルホールと言う琴浦町の方の会場で、この様な日程であると言う事が決定しておりますので、出欠の方はまた確認させてもらえればと思いますので、こういうご予約を入れて貰えればと思います。日野郡の農業委員の研修会が1月1

7日火曜日、午後2時から、リバーサイド日野で行う、という風に決まっております、内容の方はまだ正式な案内が日野町の方から来ておりませんで、去年は江府町が当番町と言う事でされた様なんですけれども、こちらの方も来月の総会か、それよりも早く正式な案内は、また文書でさせて頂ければと思いますので、この後、後会がある様でございますので、こちらの方で送迎等は考えておりますので、出席をお願いが出来ればと思います。これについては以上です。

議長： 日程が決まっている様ですので、カレンダーの方に書いておいて下さい。次が6番目、農業委員会の視察研修の精算について。

事務局： 失礼します。資料6をご覧頂ければと思います。先月の総会で請求が来てなかったものでご報告をしておりますませんでしたけれども、農協観光さんから請求が来ましたので報告させて頂ければと思います。資料6の3、4に農協観光様からの請求書が付けております。これプラス現地で直接支払いをしたり乗っからない物が有りましたので、それに付きましては、直接支払いをさせて頂いてあります。内訳には、収入の方が最終的には個人負担としては41,873円、旅行積立金の中から充当させて頂いております。町の助成金は4万円が上限と言う事で9人、後は事務局の分は対象外経費方を除いた部分で、58,316円の部分は公費で見させて頂いております。2つは公費で見させて頂いております。合せて962,662円になります。支払いの方につきましては、支出の内訳の説明は省略させて頂きませんが、ここに記載して有ります。裏の方に旅費の対象となった宿泊費、交通費、日当、保険、手配手数料、こういった物が特別旅費の対象になりますので、合計しますと1人当たり58,316円と言う事で、40,000円が打ち切りですので、4万円と言う内容に成っております。この後は、最終的な旅行会計の残が226,950円と言う事に今現在なっております。これを忘年会等で使われる、という事であればそちらの費用に回させて頂くという形になります。これについては以上です。

議長： よろしゅうございますか。精算につきまして何かありましたら。無いようでしたら7番目の農業委員会の総会なり、8番目の相談会。

事務局： 農業委員会の総会を案としては1月10日にしているんですけれども、昨年でしたら22日にされておまして、10日が早い様でしたら遅らせて貰っても良いですし、最後の新年会と合わせてされる、という事で有りましたら、別々が宜しければその様にさせて頂いて貰いますが、こういう案でも宜しいですか。取り敢えず大体月初め、毎月10日くらいにやるという事で、3連休、成人の日の次の日の火曜日です。

議長： 来年の新年会は町内でやるんですね。

事務局： 忘年会を泊りにさらされてと言う事でしたので、新年会は町内、この後最後に有りますけれども、それと合わせてされるという事でしたら皆様都合が良い時が。

議長： どうなんでしょうか、10日早いですか。

委員： 早い事はない、してしまえば良いのでは。どこでするかだけど。

事務局： 取り敢えず総会の方を。一緒にでも良いですけれども、取り敢えず総会の日時だけ先に。

9 番： 昼から総会をして新年会をすれば良いのでは。

事務局： その流れが良い様でしたら午後からの方が良いかもしれませんし。

委員： 午後からが良い。

事務局： その辺りを決めて頂ければ。

6 番： 3時頃からしてでも良いし。

議長： 新年会の会場は町内か、町内の鏡ヶ成なら結構かかるし。

事務局： 鏡ヶ成ならバスでも20分位ですし、雪が積もっていたら30分くらいかかるかも知れません。

6 番： それでも5時半くらいなら6時までには行くし、

議長： ではスタートを3時位にしても良いですか。3時に総会を始めると、15時から総会をはじめてその後町内で新年会をすると、その時には町長は呼ばないですね。良いですね。忘年会で来て貰うのだから。前は逆だったから、良いですね。

事務局： 後は場所が特にお申し出が有れば。

2 番： 飲んだ後のことがあるので車が有る所が良いです。

事務局： そうすると休暇村奥大山で無いと。休暇村奥大山の方に聞いて見ますので。皆さんが宜しければ。

委員： はい

議長： 1月10日午後3時から総会をして休暇村奥大山で新年会をする。泊りなしで、日帰りで。農地相談会は今月22日木曜日1時半から4時まで、山村開発センターで長尾委員と宇田川保委員よろしいですか。

6番： 予定を見たけれど良いですよ。

5番： 良いです。

議長： 忘年会、新年会、事務局の方で。その他のその他で卒業旅行の話をするのですか。2月とか3月とかの話ですけれども。

7番： 一応3月の初め位に予定をさせて貰えないでしょうか。1週か2週目くらい。

議長： これは有志で自費で行く分ですから。

9番： 最後の分なので皆揃って行きたいと思いますが都合、段取りを。

7番： 行く人は早めにパスポートを取っておいてください。役場で取れるはずですから。

事務局： 本庁舎の戸籍の窓口で、住民課で取れます。本人確認が分かる物を持って行けば、印鑑とか、写真もいるかも知れません。

議長： 若干時間が有りますけれども、それぞれ調整して、谷口さん主体で考えてもらって。長時間になりましたけれども以上で方は終わりたいと思います。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 9 番委員

署名委員 1 番委員